

令和3年度第8回理事会議案書

日 時 令和3年12月27日（月）午後7時00分より

場 所 あさぶ商店街事務所

出席理事 理事長 稲川正勝
副理事長 佐藤典子
副理事長 劔物 忍
専務理事 木村 弘
理 事 井上尚謙

欠席理事 理 事 内平純一
理 事 柏崎辰徳（委任状提出）
理 事 生嶋宏治（委任状提出）

事 務 局 奈良 正彦

会 議 次 第 1、開 会：
2、挨 拶：理事長

議 題 1、組合状況
2、第三者委員会意見書で指摘の各種規約、規程の整備
3、その他

* 【説】印は説明予定者

亜麻の花咲く手づくりの街

麻生商店街振興組合

議題 1. 組合・組合員状況

I. 報告事項

(1) 組合員

- 組合員数： 85件*12月1日現在
- 入会：
- 退会：

(2) 会議、会合

- 11月24日 北区50周年記念誌記事取材
- 12月8日 区商連役員会 専務出席
- 12月17日 キリンビバレッジ北海道(株)社長来所
- 12月27日 歳末特別警戒合同街頭啓発 中止

(3) 駐車場事業

- 駐車サービス券割引販売の件、28日終了、集計未了
- 第1駐車場契約更新、第2駐車場契約保留

(4) 商店街街区新規開店、閉店

- 新規開店：
 - 閉店：
- *開店、閉店など、情報提供をお願いいたします。

II. 社会貢献事業 (対象事業は、防犯カメラ、災害備品倉庫その他)

- 防犯カメラ 12月10日アパマンショップ前及びケンタッキー前

III. 地域活性事業 (対象事業は、パークゴルフ、ボウリング、三世代、あさぶ夏祭り、亜麻そば会食、亜麻そば乾麺、おすそわけ、あさぶー、おてらくご、あさぶらっと、その他)

IV. 情報発信事業 (対象事業は、ホームページ作成、五叉路その他)

- ホームページは順次更新。
- 五叉路第231号(1月発行)別紙参照

V. 環境整備事業 (対象事業は、駐車場、看板、古紙回収、まちの灯り、花いっぱい、亜麻栽培その他)

- 滑り止め用砂、駐車場保管箱に納品(100袋)
- 来年の「麻生まちの灯り」は、1月27日(木)～29日(土)実施予定
設置は五叉路道銀前、商店街駐車場ほか。点灯式は実施せず。
作業はあさぶ商事に依頼予定、予算は以下の通り
会場設営、ロウソク点火など3日間の運営作業一式で、昨年度と同額か。

VI. 街区振興事業 (対象事業は、りあん、市商連他の補助事業その他)

- 北海道地域商業ウイズコロナ対策支援事業によるマスクなどの配布は残4件分
候補を飲食店関係とすれば、ミアボッカ、炭〇、まさや、昌苑、Pub Bar K、スナック
りおん、ほかに北章ハウザー、あらまほし

VII. 女 性 部（対象事業は、全般）

○別紙資料参照

VIII. その他（その他）

議題 2、第三者委員会意見書で指摘の各種規約、規程集の整備状況

○意見書にて指摘された整備すべき規約・規程について、

*定款第 6 条 2 項 規約の設定、変更または廃止は総会の議決を受けなければならない。

以下は公益法人協会各種規則規程集を参考とした。

- ① [倫理規程](#)
- ② [理事会運営規程](#)
- ③ [役員の報酬並びに費用に関する規程](#)
- ④ [役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規程](#)
- ⑤ [理事の職務権限規程](#)
- ⑥ [役員等候補選出委員会規則](#)
- ⑦ [監事監査規程](#)
- ⑧ [寄付金等取扱規程](#)
- ⑨ [事務局規程](#)
- ⑩ [委員会規程](#)
- ⑪ [情報公開規程](#)
- ⑫ [文書管理規程](#)
- ⑬ [個人情報管理規程](#)
- ⑭ [リスク管理規程](#)
- ⑮ [コンプライアンス規程](#)
- ⑯ [経理規程](#)
- ⑰ [就業規則](#)
- ⑱ [給与規程](#)
- ⑲ [退職金規程](#)
- ⑳ [再雇用規程](#)
- ㉑ [育児休業規程](#)
- ㉒ [介護休業規程](#)
- ㉓ [準職員就業規則](#)

○第三者委員会に提出した規約・規程集については、後掲

議題 3、その他

☆ 1 月 1 3 日北区商連新年交礼会（午後 6 時より札幌サンプラザ 1 階レストランにて）
佐藤、劔物、木村各氏の出席予定

☆ 1 月 2 6 日市商連新年交礼会への出席者（会場 おたる別邸（南 4 西 4 すずらんビル
8 階 参加者はワクチン 2 回接種または 72 時間以内の PCR 検査受診者を前提）

☆ヴェルビュ麻生、プチトマトへの協賛金の件

次回理事会予定

1 月 2 8 日(金曜日) 1 9 時～

■2021 年度あさぶ商店街女性部 第 5 回わいわい会議 議事録・一部抜粋 記録（中村）

日時：2021 年 12 月 15 日（水）10:30～12:00 場所：あさぶ商店街事務所

出席：佐藤志保、中村、西本、佐藤典子

○協議事項

※資料 りあん通信 12 月、1 月号

1.（仮称）いのちの地図「麻生地区防災マップ」づくり PJ メンバーと女性部の拡大会議

（出席：田中巖さん、北健治さん、山川吉春さん）

（1）地図上に掲載したいものの確認 <課題>

⑦充電スポット（au、ドコモ、ケースデンキ、ヤマダ電機）

★災害時無料、本当に使用できるのか要確認

⑧公衆電話 ▶北さん資料あり ★災害時無料、24h 対応など調べる（印を変えるなど）

②⑦AED を設置している施設 ▶掲載の仕方、検討（場所確認）

★上記⑪～⑮、コンビニ、24h あいている所、その他特に掲載したい所など。

★歯医者にも（必ず）あります等、記入？札幌歯科医師会に要確認。

（2）地図のまわりに掲載したら良い事項について <課題>

⑮地図の QR コード

★商店街のホームページにマップデータを掲載し、QR コードから飛ぶようにしたい

（3）マップの名前について★（仮称）いのちの地図「麻生地区防災マップ」…今後検討

（4）マップのデザインについて

（5）今後に向けて 2022 年 予定

- ・1～4 月 公衆電話や AED など、住所確認、調査。掲載内容について確認。
- ・3 月 デザイナーと打ち合わせ ・5 月 印刷
- ・6 月 マップ完成 ・7 月 インターネット掲載（商店街ホームページなど）
- ・7～8 月 マップお披露目会、AED の使い方講習会など、連町・まち協・商店街女性部 合同企画

※次回 1 月 19 日（水）10:30～12:00 あさぶ商店街事務所にて

■NPO 法人麻生キッチンりあん 活動報告等（主な内容） ※資料りあん通信 1 月号

ワーキング会議：12/22（水）13:30～15:00 商店街事務所にて

（1）冬休み・子どもイベントについて

目的：子どもたちが遊びを通して交流を深めるとともに戸外での体験学習の場として雪遊び等を通して自己肯定感を育む機会を広げる。

①りあんにて 1/6（木）パステル、1/7（金）ボードゲーム、1/12（水）レジン、ステンドグラス（各定員 5 人）

②外遊び 1/10（月）スノーランド千歳（定員 8 人）

（2）麻生発・こどもネットワーク会議

目的：北区 2 歳男児死亡など子どもに関する痛ましい事故が 2 度とおこらないよう、私たちができること等について意見交換し、麻生地区等において子育て・子育てしやすいまちづくりにつなぐ。

参加呼びかけ：麻生近郊の子どもに関わる関係団体、麻生まちづくり協議会、麻生連町、商店街組合加盟店、北区役所、関連企業、各議員の皆さん

日時、場所：2/16（水）18:30～20:30、プラザ新琴似ホール

（3）助成金等について 次年度～状況確認

（4）寄付 セブンイレブンさん、Tリンクさんほか

（5）子ども支援（昼食づくり）

※次回 1/（ ） 調整中 商店街事務所にて

初春

あさぶ商店街
おもしろ通信

5又路

発行
あさぶ商店街
事務局：稲川 正勝編集
編集委員：佐藤 典子
理事：内平 淳一
編輯：稲川 正勝

第231号 亜麻の花咲く手づくりの街



あさぶ商店街事務所

麻生町6丁目14-6

TEL: 707-9923 FAX: 758-7345

あさぶ商店街キャラクター「あさぶ」

イベント&インフォメーション

お気軽にご参加ください！お待ちしております。

■にこにこ☆らぶ！ミックス

【日時】2022年1月26日(水) 【参加費】1,000円

【場所】麻生キッチンあん 【先生】たなかしょうこ

★ベビークラス 10時～10時45分 定員：5人

内容：親子ふれあい体操、手遊び・絵本の読み聞かせ

★幼児クラス 11時～11時45分 定員：5人

内容：アンパンマン体操、リズム遊び・絵本の読み聞かせ

★大人のクラス 13時30分～14時20分 定員：8人

内容：ラジオ体操・手拍子リズム＆童謡歌謡

【申込み・問合せ】080-3296-8094 (田中)

shoko0329aton@yahoo.co.jp

■麻生まちの灯り(あかり)

【日時】2022年1月27日(木)～29日(土)

【時間】16時頃から順次点灯

【場所】麻生青環 <札幌市商運協賛イベント>

*「あさぶ商店街」令和3年(2021年)の活動あれこれ
たくさんのご協力、ご参加をありがとうございました。2022年も住みよい麻生に。

コロナの犠牲者を、医療従事者の皆さんへ感謝を込めて、麻生五差路や商店街駐車場等に150個のアイスカンデルを飾りました



「あさぶ5又路ミニガーデン」今年もお花ボランティアさんと一緒に麻生五差路・北海道銀行前を花いっぱいにして飾りました(商店街女性部)



商店街から組合店の皆さんに、空気清浄機や消毒機、マスク等をお届けしました



駐車場の看板が新しくなりました



コロナ禍での子供に関する支援について、子ども未来局や教育委員会担当者と意見交換をしました



昨年度も「こども食堂」はお弁当テイクアウトでした。また、みんなで一緒ににぎやかに、ご飯を食べられる日が来てほしいです(麻生キッチンあん)

安心のまちづくり・商店街の防災対策

2011年3月に起きた東日本大震災を契機に商店街でも自然災害に対する警戒意識が高まり2012年、商店街駐車場内に防災備品倉庫を設置しました。最悪期、停電となった際にもある程度対応できるよう毛布やまきストーブ、発電機なども常備しております。2020年度は女性の目線で収納品の見直しも行いました。札幌東部地震から3年が経過しますが、災害への備えは怠ることなく進めていきたいと思っております。

あさぶ商店街はこれからも安全安心のまちづくりを進めてまいります。

◀2021年度はキリンビバレッジ(株)様よりご提供いただいた「被災時飲料水」を設置しました

本年もよろしくお願い致します！あさぶ商店街組合 (あいうえお順)

あおぞらの空間
アサブ株式会社
麻生キッチンあん
(和)麻生住設
(和)あさぶ商事
麻生中央整骨院
麻生ボプラ薬局
麻生名刺店
ASABU LAND
アルファ歯科
(和)イオン札幌麻生店
居酒屋さとう幸子
いち醬
イチミヤ薬局
燐しあふる
一風堂麻生店
(和)ウィング・アール
(和)エイブルネットワーク麻生店
AGH株式会社
a u ショップ麻生店
NYパレス (札幌川商會)
大井ビル

小沢ビル
ガールズバーBERYL
寛王寺
家庭料理Oまる
Café 亜麻人
観音寺
北のさかな家海さくら
いもの屋わん
串鳥 麻生駅前店
側小池保険事務所
光道カビル (曾根)
札幌麻生郵便局
スナック りおん
スポーツ居酒屋レブラ
炭の灯りWA! GAJA麻生店
炭火焼 炭○
炭焼きダイニングはなび麻生店
セブンイレブン新琴似9条店
(和)善光堂 稲田仏壇店
大衆肉酒場がつり
ダンススタジオ ミカ

千房札幌麻生店
チャンドニー華盛ばあー
つば八麻生店
(和)東光ストア札幌麻生店
ドコモショップ麻生店
(和)RUST ONE
とんでん麻生店
(和)ニューフロンティア
人情やきにく昌苑麻生店
PAO
PUB DISCOLO
PUB BAR K
(和)早川商事
富士メガネ麻生店
ブラザ麻生
プロローグ
ヘアサロン FACE札幌麻生店
ヘアサロン ティアレ
HAIR FINE
ヘアールーム クローバー
Bellissima
北山龍

北翠ハウザー麻生店
新大陸銀行麻生支店
ほけんの窓口
北海道エナジディック館
(和)北海道銀行麻生支店
松木けんこう連合後援会
まさや麻生店
(和)まつや
まんぞく弁当
ミアボッカ麻生店
(和)未来創舎あらまほし
陸奥あさ蔵
やきとり今昔
やきにく金たいはら麻生店
よこやま矯正歯科
吉川たかまさ事務所
ラーメンの寶龍
Luclea (リュクレア)
理容のフジイ

(以上85店)



〈資料〉第三者委員会に提出した規約・規程（案）

麻生商店街振興組合諸規約・規定

1、理事者留意

理事者は組合創立の理念を忘れることなく、組合を代表するとの自覚と認識・責任を以って定款及び規約・法令などの遵守と総会及び理事会決議の誠実な実行に努める。

また、地域への関心や愛着を発露とする協働・連携・協力を盛んにし街発展や商店街の振興に傾注と尽力を惜しまない。

○理事活動：健康・家族・仕事を組合活動に勝る優先事項とし、組合運営と事業活動の執行に際しては理事会共有の責務とする。

また、総会・理事会への出席と欠席の場合の資料確認は励行し、組合が主催する行事や地域行事には積極的に参加、参加者との交流を求めると共に協力スタッフへの感謝や慰労を忘れない。

○事業担当：関連情報の収集や企画立案・実施要項などの作業指示と協力者との親睦交流などの主導に努める。

○情報収集：地域・組合に関する情報・資料の収集に努め、組合員要望や消費者などの志向変化などの把握に努める。

○必要経費：理事活動に要する経費は、明細記録と共に帳票を添えて事務局に30日以内を原則に提出、専務理事への報告は事前・事後を問わず励行する。

2、理事者心得

○認識の共有努力

- ①定款、事業計画、予算案、事業計画などの組合運営に関する理解
- ②組合変遷、地域状況、環境変化に対する知識

○自己管理

健康管理、家族友和、仕事優先、年長者敬意、地域愛着

○会議決定の尊重

- ①総会・理事会・委員会決定事項の尊重
- ②関連情報の積極的な収集・開示・提供

3、理事会規定

○招 集：期日の1週間前に理事長が招集する。

①予定議案を記載、②委任状を添付

○出 欠：出欠有無を必ず連絡、欠席の場合は会議資料を確認する。

①委任状の回収、②出席の事前再確認

○準 備：事業担当理事は提案事項の掌握・説明準備に努める。

①依頼資料の収集、②会議資料の作成、③関連出席者の調整

○議 案：作成を要する企画提案原稿等は事前に事務局に依頼する。

○議 事：理事長が議長を担当、不在のときは次席理事者が担う。

* 議長指名で発言、議事進行の迅速に協力

○採 決：出席者（委任状出席含む）の過半数で決定、反対は理由表明を要し、
黙認の場合は賛成と記録する

○議事録：筆記と録音で作成、出席者は確認して署名押印する。

①議事録・会議資料の保管、②出席者記録

4、役員報酬規定

○予算案に計上、総会承認により決定する。

○役職、活動成果、担当職務の難易などを考慮して理事会で協議決定する。

○報酬は理事会承認を経て半期毎に支給する。

○欠損発生や責務放棄などの場合、報酬返上を優先する。

5、交際費規定及び基準

○組合の理解者及び協力者などとの交流・懇親を目的に、組合運営や事業推進における
活動費に準じて活用する。

○専務理事の承認を原則とし、費用明細（日時・場所・人数・目的など）を添付する。

○経費基準は下記を参考にし、例外については専務理事判断を優先し前例とする。

【支出基準】

喫茶・軽食	一人1,000円以内	10人以上は事業経費に計上
会食・酒席	一人3,000円以内	
贈答・謝礼	一人5,000円以内	

6、旅費・交通費規定及び基準

○理事会報告を原則とする会議・行事出席を対象とする。

○専務理事の承認を原則とし、業務内容（日時・場所・目的など）を添付する。

○支給は下記基準を参考にし、例外については専務理事判断を優先し前例とする。

○交通費・謝礼などを他から受領する場合は対象外とする。

○1年度の支給総額は予算案に基づき、超過の場合は顧問税理士の助言を尊重する。

【支給基準】

麻 生	1 千円／2 時間	①緊急・体調不良・酒席などの場合はタクシー利用可
北 区	2 千円／1 時間	②駐車場代は支給
市 内	3 千円／1 時間	③自家用車使用の時は、ガソリン代を支給
市 外	8 千円／日	④宿泊・交通費は実費、報告書作成は別途規定を参照

7、発注規則

○物品購入・作業依頼などの発注は、組合員並びに地域業者を優先し、協力業者などへの発注は理事会の事前承認を原則とする。

○5 万円以上の購入は専務理事の承認を原則とする。

○10 万円以上の購入は2 社以上の見積りと理事会承認を要する。

○10 万円未満の購入は専務理事の承認と理事会報告を原則とする。

○30 万以上の購入・発注は顧問税理士の事前承認を必須とする。

○理事・監事に関わる事業所への発注は、事前に理事会・顧問税理士承認を要し、当該理事の採決参加は不可とする。

8、会計処理要領

○領収書宛名は、「麻生商店街振興組合」又は「あさぶ商店街」とする。

○請求書や納品書が無い時は、領収書裏面に明細記入する。

○立替の場合は、発効日から1 週間以内に処理する。＊要！専務理事承認

○購入・出金・発注などは専務理事の事前了解を要する。

○会計処理の最終判断は顧問税理士の判断を優先する。

9、委員会規則

- 理事会の諮問機関である委員会の活動は、理事会承認を前提とする。
- 委員は理事会承認を原則とするが、委員長は出席委員の推薦により決定する。
- 委員会は会議及び活動記録を担当理事に提出することを原則とする。
- 委員会に係わる経費は、特別会計の記帳報告を原則とする。
- 委員会活動に費消する5万円以上の支払いについては、担当理事の承認を要する。

10、作業委託規定及び基準

- 理事会及び専務理事・事業担当理事が承認・依頼する作業を対象とする。

【支出基準】作業の簡易・不履行などの場合は減額

企画立案①	10,000円	50万円以内予算・2日以内の催事・事業
々 ②	理事会検討	100万円以上予算・3日以上催事・事業
々 ③	理事会検討	特例・特殊催事・事業
事業計画①	30,000円	検討・申請など資料の作成含む
文書作成②	3,000円	A4サイズ1枚*写真挿入は別途
報告集計	5,000円	写真挿入・グラフ作成含む*A4サイズ1枚
準備作業	1万円以内	作業指示
々	3万円以内	作業一任
々	理事会検討	2日以上期間
催事運営	理事会検討	2日以内の運営責任
事業運営	理事会検討	設定する期間内の進捗責任
時間拘束	750円/h	時給、1日8,000円以内
会計作業	800円/h	時給、1日8,000円以内
記録整理	800円/h	単純作業を対象
記録集約	5,000円	1ページ
委員会手当	5,000円	会議・催事の出席*遠方者の交通費は別途
特異技能	10,000円	
申請業務	3,000円	交通費別途
単純作業	800円	時給、1日8,000円以内
専門作業	1500円	時給、要資格・特殊用具・車両
講師要請	20,000円	事業指導・講演*学識経験者
々	規定額	補助事業の場合は対象規定を順守

11、慶 弔 規 定

- 1、在籍する組合員と役員・事務職員に適用するほか、顧問・相談役・組合功労者及び継続的に連携協力する団体の代表者等を対象とする。
- 2、本規定以外の適用並びに対象については、三役理事の判断とする。
- 3、役員経験は累積も可とする。

○弔 慰（組合訃報告はFAX送信、連携団体訃報は理事会報告）

* 規定以外は三役理事の判断とし、本規定の改廃は理事会に諮って行う。

①組合員・役員本人若しくは配偶者・両親に対する弔意

区 分	供花	供物	弔電	香料		備 考
加入1年未満	—	—	○	—	0	
1年以上	—	—	○	○	0	
5年以上	—	—	○	○	5,000	
10年以上	○	—	○	○	10,000	
創立組合員	○	—	○	○	15,000	退会は除く
役員経験5年以上	—	—	○	○	5,000	理事・監事
10年以上	○	—	○	○	10,000	
三役経験5年以上	—	—	○	○	10,000	平成6～21年は除く
10年以上	○	○	○	○	20,000	々

【注】平成15～21年期間の三役理事並びに理事については、三役会判断とする。

②顧問・相談役・功労者若しくは配偶者・両親

区 分	供花	供物	弔電	香料		備 考
顧問・相談役	○	—	○	○	10,000	委嘱は理事長
功労者	○	—	○	○	10,000	理事会決定
連携・協力団体	—	—	○	△	0	三役会判断

○罹病・怪我・罹災見舞い

入院は15日間以上を対象とする。

区 分	見 舞 金	備 考
罹 病・本 人	5,000円	1ヶ月以内
	10,000円	長期入院・手術の場合は別途協議する
配 偶 者	5,000円	
罹 災	5,000円	

○慶 祝

区 分	御 祝 金	備 考
叙勲・表彰など	10,000円	祝賀会開催時は祝電など
周年記念式など	10,000円	祝賀会開催時は祝電など

12、表彰規定

- 上部団体の規定・指導により、理事会が表彰対象に推薦する。
- 功労賞は理事会において決定する。

13、危機管理対策

- 商店街区及び周辺地域並びに通勤通学地域の安心安全と避難収容支援を対象として、「自主防災組織規約」に基づき「防災・警防計画」の作成検討を定期的に行う。
- また、非常用備品倉庫の物品管理と点検・補充も定期に実施する。

あさぶ商店街自主防災組織規約

(名 称)

第1条 この組織は、「あさぶ商店街自主防災組織」と称する（以下「本組織」と言う）。

(会 員)

第2条 本組織は、麻生商店街振興組合に加盟する組合員をもって構成する。

(目 的)

第3条 本組織は、組合員の相互扶助精神に基づいて地震や火災その他の災害による被害軽減を図ると共に、地域住民や来街者の一時救難を目的とする。

(事 業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- (1) 防災知識の普及や災害時における情報収集・救護・避難誘導などの応急対策
- (2) 一時避難に要する資器材・備品の管理保管
- (3) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第5条 本組織の事務局を設置し、あさぶ商店街事務所に置く。

(役 員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2～3名
- (3) 指令責任者 1名
- (4) 資器材責任者 1名
- (5) 情報責任者 1名
- (6) 地区責任者各 1名
- (7) 事務局責任者 1名

2、役員は、理事会推薦を優先して選出する。

3、役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 本部長は、本組織を代表し平常時及び災害発生時における活動の指示、総括を行う。

2、副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときその職務を行う。

3、指令責任者は、本組織の事業計画立案及び活動推進と災害発生時の対策指揮に当たる。

4、資器材責任者は、倉庫管理及び定期点検と災害発生時における資器材の活用を担う。

- 5、情報責任者は、連絡網の整備と災害発生時における情報受発信の中継を担う。
- 6、地区責任者は、現況の把握と災害発生時の対策本部と連携する対策活動を担う。
- 7、事務局は、会議資料の作成や対策活動の記録及び会計を担う。

(会 議)

第8条 本組織に関する事項は、理事会において決定する。

(班の設置)

第11条 本組織は、第4条の事項を遂行するために、次の部及び班を置く。

- (1) 対策本部 : 活動統括
- (2) 事務局班 : 災害情報の収集や広報、避難者の安否確認
- (3) 救出救護班: 負傷者の救出や応急手当
- (4) 避難誘導班: 避難誘導や一時避難の対応
- (5) 給食給水班: 給水や食糧の配給手当
- (6) 地区担当班: 担当地区の状況把握と本部指示の活動

2、班員は、理事および組合員の中から選任する。

3、各班に副班長あるいは世話役を置くことができる。

(地区の防災計画)

第12条 本組織は、被害の防止及び軽減を図るために地区の防災計画を作成する。

- (1) 地震等の発生時における本組織の構成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震等の発生時における応急活動に関すること
- (5) その他必要な事項

(経 費)

第13条 本組織の運営に関する経費は、組合事業費をもって当てる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から実施する。

あさぶ商店街防災・警防組織

本部長：理事長

副本部長：副理事長

- | | |
|----------------------|--------------|
| — 指令責任者：専務理事 | — 地区責任者・ダイエー |
| — 資器材責任者：副理事長 | ・ 東光ストア |
| — 情報責任者：理事（情報発信事業担当） | ・ 南地区 |
| — 事務局：事務局 | ・ 東西地区 |
| | ・ 北地区 |

避難場所：組合事務所、Cafe 亜麻人、組合駐車場
プチトマト、覚王寺、東光ストア、ダイエー、観音寺、堂前ビル